

第9章 補則

(その他)

第70条 この要綱に定めるもののほか、遠隔指示式装置（子メータ、信号伝送線、中継ボックス及び集中検針盤をもって構成し、集合住宅の各戸の使用水量を集中検針盤により1か所で検針できるものをいう。）の設計及び施工並びに開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。）における給水装置の設計及び施工に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

【解説】

集合住宅における遠隔指示装置の設計及び施工並びに開発規模が1,000㎡以上の開発行為における給水装置の設計施工については、この要綱に定めるところ以外にも協議しなければならない事項があるので注意すること。

なお、管理者が別に定めるものについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 下関市上下水道局遠隔指示式装置設計施工要領（平成28年10月1日施行）
- (2) 下関市上下水道局開発行為における給水装置設計施工要領（平成28年10月1日施行）